

「**SAPIX**」標章・不正競争行為差止等請求事件：東京地裁平成 28(ワ)30183
 ・平成 30 年 5 月 11 日（民 40 部）判決＜請求棄却＞➡特許ニュース No. 14719

【キーワード】

学習塾名称の無断使用，不正競争行為（2 条 1 項 1 号・他人の周知の商品等表示の使用による他人の営業との混同），一般不法行為（著作権侵害），試験問題の複製（著作権法 36 条）

【事案の概要】

1 本件は，中学校受験のための学習塾等を運営する原告が，同様に学習塾を経営する被告に対し，被告がそのホームページやインターネット上で配信している動画等に別紙原告商品等表示目録記載の表示（以下「原告表示」という。）と類似する表示を付する行為は，需要者の間に広く認識された原告の商品等表示を使用して需要者に混同を生じさせるものであって，不正競争防止法（以下「不競法」という。）2 条 1 項 1 号に該当するとして，同法 3 条 1 項に基づき「S A P I X」又は「サピックス」の文字を含む表示の使用の差止めを求めるとともに，同法 4 条に基づき合計 6 3 0 0 万円の損害賠償金及びこれに対する不法行為後の日である平成 2 8 年 9 月 1 4 日（本訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

また，原告は，被告に対し，予備的に，原告の作成したテスト問題を被告が不正に使用する行為は一般不法行為を構成するとして，民法 7 0 9 条に基づき，損害賠償金として 4 3 4 8 万円の支払を求めている。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実又は文中に掲記した証拠及び弁論の全趣旨により認定できる事実）

(1) 当事者

ア 原告（株式会社日本入試センター）は，学校法人高宮学園代々木ゼミナールグループの一員であり，中学校受験のための S A P I X（サピックス）小学部等を運営する株式会社である。

イ 被告（株式会社受験ドクター）は，中学校受験のための学習塾を経営する株式会社である。

(2) 原告による原告表示の使用について

原告表示は，原告の営業又は商品を表示する原告の商品等表示である。原告は，原告の標章や略称として原告表示を使用しており，原告のホームページ，校舎，教室，雑誌の広告，パンフレット，出版物，テスト問題等に付して使用している。

(3) 被告の行為

被告はそのホームページ（甲 4）において，

①「S A P I X 8 月マンスリー」

- ②「SAPIX生のための復習用教材」
③「SAPIX今週の戦略ポイント Daily Support」
との表示をしている。

また、被告はインターネット上に配信した動画において、

- ④「サピックスマンスリーテストLIVE速報解説」（甲5）
⑤「サピックス7月度組分けテスト（5年）」（甲65）
⑥「サピックス9月度マンスリーテスト（6年生）」（甲66）
⑦「サピックス9月度マンスリーテスト（5年生）」（甲67）
⑧「サピックス10月度マンスリーテスト（5年生）」（甲68）
⑨「サピックス10月度マンスリーテスト（6年生）」（甲69）
⑩「合格力判定サピックスオープン（第2回）」（甲70）
との表示をしている。

（以下、上記①から⑩の表示を番号順に「本件表示1」「本件表示2」などといい、本件表示1から10を併せて「本件各表示」という。）。

3 争点

- (1) 不競法違反の成否（主位的請求原因）
- (2) 一般不法行為の成否（予備的請求原因）
- (3) 損害の有無及びその額

【判 断】

1 認定事実

- (1) 原告学習塾は、日能研、四谷大塚、早稲田アカデミー、市進学院、栄光ゼミナールなどととも、中学校受験のための大手の学習塾の一つである。被告は、これらの大手の学習塾に通う生徒のために、各塾のテストの解説のライブ配信や復習用教材の作成等を行っている。（甲46、乙2～5）
- (2) 被告のホームページ（甲4）には、次のとおりの表示がある。
- ア ヘッダー部には、被告学習塾の名称である「中学受験ドクター」及び問合せのための電話番号が表示されている。
- イ メインコンテンツ部の最上部には、囲み枠が表示され、その枠中には「塾別！今週の戦略ポイント」、「会員限定：SAPIX・日能研・四谷早稲アカの授業の要点を毎週解説！」との表示がある。また、そのすぐ下に設けられた囲み枠の枠内には「9月・10月・11月版 発売開始!」、「中学受験ドクターのプロ講師による」、「新 今週の戦略ポイント」、「SAPIX生のための復習用教材」（本件表示2）、「9月10月11月 算数B国語ABテキスト対応」などの表示がある。そして、メインコンテンツ欄の下部には、「詳細な一覧を見る」ためのリンク先が表示されており、リンクの貼られた「SAPIX今週の戦略ポイント Daily Support」（本件表示3）等の表示をクリックするとその内容を見ることができるようになっている。

ウ 左側のサイドバーの中段に設けられたバナーには「SAPIX 8月マンスリー」（本件表示1）、「～ライブ速報～」、「できたの？できなかったの？」などと表示されている。

(3) 被告は、①平成28年6月10日、「SAPIX 6月マンスリー」と題する動画をインターネット上でライブ配信したところ、その画像の下には「サピックスマンスリーテストLIVE速報解説」（本件表示4）と表示され（甲5）、②平成28年7月3日、「SAPIX 7月組分けテスト5年生」と題する動画をインターネット上でライブ配信したところ、その画像の下には「サピックス7月度組分けテスト（5年）」（本件表示5）と表示され（甲65）、③平成28年8月27日、「SAPIX 8月マンスリー6年生」と題する動画をインターネット上でライブ配信したところ、その画像の下には「サピックス9月度マンスリーテスト（6年生）」（本件表示6）と表示され（甲66）、④平成28年8月28日、「SAPIX 8月マンスリー5年生」と題する動画をインターネット上でライブ配信したところ、その画像の下には「サピックス9月度マンスリーテスト（5年生）」（本件表示7）と表示され（甲67）、⑤平成28年10月7日、「SAPIX 10月マンスリー5年生」と題する動画をインターネット上でライブ配信したところ、その画像の下には「サピックス10月度マンスリーテスト（5年生）」（本件表示8）と表示され（甲68）、⑥平成28年10月18日、「SAPIX 10月マンスリー6年生」と題する動画をインターネット上でライブ配信したところ、その画像の下には「サピックス10月度マンスリーテスト（6年生）」（本件表示9）と表示され（甲69）、⑦平成28年10月24日、「第2回合格力判定サピックスオープン6年生」と題する動画をインターネット上でライブ配信したところ、その画像の下には「合格力判定サピックスオープン（第2回）」（本件表示10）と表示されている（甲70）。

そして、本件表示4～10の下には「受験ドクター株式会社」との表示がされている。

(4) 被告による原告学習塾のマンスリーテスト等の解説のライブ配信は、被告においてあらかじめ問題を入手した上で、問題の解説を口頭で行い、視聴者である生徒は問題をあらかじめ手元に用意した上で、その解説を聴くという形式で行われるものである。（甲9～11、18～20、74～77〔枝番のあるものはいずれも枝番を含む。〕）

2 争点(1)（不競法違反の成否）について

(1) 商品等表示の「使用」の有無について

原告は、不競法2条1項1号にいう「使用」の意義について、自他識別力のある使用といえるかどうかは独立の要件ではなく、営業主体の混同のおそれの有無の判断において考慮すべき要素にすぎないと主張する。しかし、同号は、人の業務に係る商品又は営業（以下「商品等」という。）の表示について、その商品等の出所を表示して自他商品等を識別する機能、その品質を保証する機

能及びその顧客吸引力を保護し、事業者間の公正な競争を確保することを趣旨とするものであるから、同号にいう「使用」というためには、単に他人の周知の商品等表示と同一又は類似の表示を商品等に付しているのみならず、その表示が商品等の出所を表示し、自他商品等を識別する機能を果たす態様で用いられていることを要するというべきである。

ア 本件表示1～3

これを前提として、被告のホームページ上の本件表示1～3について検討するに、前記認定のとおり、被告のホームページには、そのヘッダー部に被告学習塾の名称が表示され、またメインコンテンツ部には「中学受験ドクターのプロ講師による」との記載があるのであるから、同ホームページに掲載されたサービスの提供主体が被告であることは明らかである。

また、メインコンテンツ部の最上部の囲み枠に「塾別！今週の戦略ポイント」「SAPIX・日能研・四谷早稲アカの授業の要点を毎週解説！」などと記載されていることによれば、被告が原告学習塾のみならず他の大手学習塾の授業の解説を行っていることは容易に理解し得る。

その上で、本件表示1～3をみると、本件表示1（「SAPIX 8月マンスリー」）は、その表示がされたバナー内の他の記載と併せ考慮すると、被告の行うライブ解説の対象が原告学習塾のマンスリーテストであると理解し得るのであり、その解説の主体が原告又はその子会社等であることを表示するものではなく、またそのように誤認されるおそれがあるとは認められない。

次に、本件表示2（「SAPIX生のための復習用教材」）についても、原告学習塾に通う生徒のための復習教材を被告が販売していると理解し得るのであり、その教材の販売主体が原告又はその子会社等であることを表示するものではなく、またそのように誤認されるおそれがあるとは認められない。

さらに、本件表示3（「SAPIX今週の戦略ポイント Daily support」）についても、解説等の対象が原告学習塾の教材であることを意味するにすぎず、その教材の販売主体が原告又はその子会社等であることを表示するものではなく、またそのように誤認されるおそれがあるとは認められない。

以上によれば、本件表示1～3は、いずれも、商品等の出所を表示し、自他商品等を識別する機能を果たす態様で用いられているものということではできない。

イ 本件表示4～10について

本件表示4～10は、前記認定のとおり、いずれも、被告が行ったインターネット上でのライブ配信の画面の下に表示されているものであるところ、これらのライブ配信の主体が被告であることは、本件表示4～10に被告の名称が表示されていることから明らかである。本件表示4～10は、動画によって解説をされる対象である原告学習塾のテスト等であることを明らか

にするものにすぎず、同配信の主体が原告又はその子会社等であることを表示するものではなく、またそのように誤認されるおそれがあるとは認められない。

以上によれば、本件表示4～10は、いずれも、商品等の出所を表示し、自他商品等を識別する機能を果たす態様で用いられているものということとはできない。

ウ したがって、本件各表示は、いずれも、その表示が商品等の出所を表示し、自他商品等を識別する機能を果たす態様で用いられているということとはできないので、不競法2条1項1号の「使用」には該当しない。

(2) 誤認混同のおそれについて

ア 前記1(1)ないし(3)によれば、本件各表示に係る需要者は中学校受験を目指す生徒及び保護者であるものと認められるところ、上記(1)で判示するとおり、本件各表示は、いずれも、その表示が商品等の出所を表示し、自他商品等を識別する機能を果たす態様で用いられているということとはできないので、同各表示に接した需要者が、被告の行っているライブ配信による問題解説や復習用教材の作成の主体が、原告又は原告の子会社等であると誤認混同をすることは考え難い。

また、中学校受験を目指す生徒及び保護者は、塾により教授法や合格実績が異なることから、いずれの塾を選択するかという観点から、学習塾の授業、テスト等の提供主体について強い関心を有するのが一般的である。

さらに、志望校に合格するためには、大手学習塾においてより上位の組に所属し、また当該学習塾の実施するテスト等において上位の成績をとることが望ましいことから、大手学習塾の問題や教材を補習するサービスを提供する学習塾が被告のほかにも存在しており（乙9～11）、保護者等もそのような学習塾が存在することを認識していたと考えられる。

このような中学校受験のための学習塾の営業実態に照らしても、本件各表示に接した生徒又はその保護者は、被告の行っている問題の解説や復習用教材の作成の主体が原告又はその子会社等であると誤認混同することは考えられない。

イ これに対し、原告は、①原告と被告の営業内容は類似していること、②被告学習塾の通塾生の約半数は原告学習塾の生徒であること、③原告の問題、教材等は原告又は原告から使用許諾を受けている系列会社しか入手できない情報であることなどにに基づき、中学校の受験生及びその保護者は、その主体が原告又は原告の子会社等であると誤認混同するおそれがあると主張する。

しかし、上記①については、中学校受験のための学習塾の経営という点で原告と被告の営業内容に共通する点があるとしても、原告が大手学習塾であるのに対し、被告は、大手学習塾の問題や教材の解説を主とする点で、そのサービスの内容については相違しており、また、前記判示のとおり被告ホームページの表示内容及びインターネット上でのライブ配信の画面の表示に

よれば、その需要者が営業主体を誤認混同するとは考え難い。

また、上記②については、被告が原告学習塾以外の大手学習塾の問題等の解説も行っていることは、そのホームページ上から明らかであり、被告学習塾の通塾生の約半数は原告学習塾の生徒であることをもって、被告の行っているサービスの主体が原告又は原告の子会社等であると誤認混同するおそれがあるということとはできない。

上記③については、原告の実施する問題や教材は原告学習塾の生徒に配布されるのであるから、需要者は、被告が原告学習塾の問題や教材の解説を求める保護者や生徒から任意の提供を受けて解説を行っていると理解するのが自然であり、これらの問題等が非売品であることから、本件各表示に接した保護者又は生徒が営業主体を誤認混同するとは考えられない。

さらに、原告は、匿名の手紙（甲13）に基づき、実際に営業主体の誤認混同が生じていると主張するが、その内容は被告学習塾を原告又は原告の子会社等であると誤認混同したものではなく、同証拠をもつて、そのような誤認混同が需要者の間に生じていると認めることはできない。

ウ 以上によれば、本件各表示に接した需要者が、被告の行っている問題解説等のサービスの主体が原告又は原告の子会社等であると誤認混同するおそれがあるということとはできない。

(3) したがって、不競法2条1項1号に基づく原告の請求には理由がない。

2 争点(2) (一般不法行為の成否) について

原告は、本件における被告の行為は、原告の作成したテスト問題等を不正に使用することにより原告の営業の自由を妨害することを目的とするものであり、自由競争の範囲を逸脱した不公正な行為に当たるので、一般不法行為を構成すると主張する。

本件においては、被告が原告の著作権を侵害したと認めるに足る証拠はないところ、著作物に係る著作権侵害が認められない場合における当該著作物の利用については、著作権法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないというべきである（最一小判平成23年12月8日民集65巻9号3275頁参照）。

本件についてみるに、原告は、被告が原告作成に係る問題等を入手し、ライブ配信などの方法でその解説をするのは原告のノウハウにただ乗りするものであると主張するが、大手学習塾に通う生徒やその保護者の求めに応じ、他の学習塾が業としてその補習を行うこと、すなわち、当該大手学習塾の授業内容を理解し、又はその実施するテストの成績を向上させるため、当該大手学習塾の問題や教材を入手し、その解説等を行うとのサービスを提供することは、自由競争の範囲を逸脱するものではなく、そのような営業形態が違法ということとはできない。

また、原告は、被告の行為は原告の営業の自由を妨害し、原告の顧客を奪取

することを目的とするものであると主張するが、被告がそのような主観的な意図を有していたことをうかがわせる証拠はない。加えて、被告が原告学習塾の生徒に提供するサービスは、原告学習塾における理解の深化や成績向上等を目的としているのであるから、被告学習塾に通塾する原告学習塾の生徒は原告学習塾における学習を継続することを前提としているものと考えられる。そして、仮に被告の行為により原告のプライベート（個別指導塾）の受講者が減少したとしても、それは大手学習塾の教材や問題の補習というサービス分野における自由競争の範囲内であるというべきである。

さらに、原告の作成した問題の入手方法、ライブ解説の配信方法等についても、原告の営業を妨害するような態様で行われていたと認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、本件における被告の行為については、不法行為の成立が認められるべき特段の事情は存在しないというべきである。

3 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 筆者は本件判決における事案の概要を読んで、巷に開業している多くの学習塾なるものの実体の一面を知ることができたけれども、その内容には様々なものがあるようである。

本件は、中学校受験のためのSAPIX（サピックス）小学部等を運営する株式会社の原告が、中学校受験のための学習塾を経営する株式会社の被告に対し、被告がHPやネットで配信する動画サイトに「原告表示」と類似する表示を使用する行為は、不競法2条1項1号に該当すると、同法3条1項に基づいて「SAPIX」又は「サピックス」の文字を含む表示の使用の差止めを求めるとともに、同法4条に基づき合計6300万円の損害賠償金等の支払いを求めた事件である。

また、これに加え予備的に原告は被告に対し、原告作成のテスト問題を被告が不正に使用する行為は、一般不法行為を構成するとして、民法709条に基づき損害賠償金として4348万円の支払いを求めたのである。

2. 原告学習塾は、中学校受験のための大手の学習塾の一つであり、被告はこれら大手の学習塾に通う生徒のために、各塾のテスト解説のライブ配信や復習用教材の作成等を行っているところ、被告のHPにおいて、ヘッダー部には被告が被告学習塾の名称の「中学受験ドクター」と電話番号を表示し、メインコンテンツ部の最上部の囲み枠中には「会員限定：SAPIX・日能研・四谷早稲田アカの授業要点を毎週解説」の表示を出した。また、そのすぐ下の囲み枠内には「SAPIX生のための復習用教材」などの表示をし、メインコンテンツ欄の下部には「詳細な一覧を見るためのリンク先」を表示した。

そこで、被告による原告学習塾のマンスリーテスト等の解説のライブ配信は、被告において予め問題を入手した上で、問題の解説を口頭で行い、視聴者の生徒は問題を予め手元に用意した上で、解説を聴くという形式で行われたのである。

3. 大きな争点は2つあり、(1)主位的請求原因である不競法違反の成否において、①商品等表示の「使用」の有無と、②誤認混同のおそれについて争われ、(2)予備的な請求原因としては一般不法行為の成否について争われたのである。

3. 1 まず不競法違反の成否においては、(1)商品等表示の「使用」の有無について、裁判所は、法2条1項1号に規定する「使用」の意義を、単に他人の周知の商品等表示と同一又は類似の表示を商品等に付しているだけでなく、その表示が商品等の出所を表示し、自他商品等を識別する機能を果たす態様で用いられていることを要する、と判示したのである。その後には裁判所は、本件表示1～3と本件表示4～10について検討した結果、いずれもその表示が商品等の出所を表示し、自他商品等を識別する機能を果たす態様で用いられているということはできないから、不競法2条1項1号の「使用」には該当しない、と判断したのである。

3. 2 次の「誤認混同のおそれ」について裁判所は、本件各表示の需要者とは、中学校受験を目指す生徒及び保護者であるから、本件各表示はいずれもその表示が商品等の出所を表示し、自他商品等を識別する機能を果たす態様で用いられているとはいえないから、同各表示に接した需要者が、被告の行っているライブ配信による問題解説や復習用教材の作成の主体が、原告又は原告の子会社等であると誤認混同をするとは考え難い、と判断したのである。

また、大手学習塾の問題や教材を補習するサービス提供の学習塾は被告以外にも多数存在しており、保護者等もそのような学習塾が存在することは認識していたから、本件各表示に接した生徒又はその保護者は、被告が行っている問題の解説や復習用教材の作成の主体が、原告またはその子会社等である、と誤認混同することは考え難い、と判断したのである。

そうすると、本件各表示に接した需要者が、被告の行っている問題解説等のサービスの主体が、原告又は原告の子会社等であると誤認混同するおそれがあるとはいえないから、不競法2条1項1号に基づく原告の請求には理由がない、と判示したのである。

裁判所においては、原告による商品等表示行為に対する被告のライブ配信行為に対し、需要者である生徒や保護者が、原告又は原告子会社等であると誤認混同して接するようなことは考えられないと判断したが、妥当であろう。したがって、不競法2条1項1号に基づく原告の請求には理由がない、と判示されたのである。

4. 次に、一般不法行為の成否についての問題は、本件における被告の行為は、原告が作成したテスト問題等を不正に使用することは、原告の営業の自由を妨害することを目的とし、自由競争の範囲を逸脱した不公正な行為に当たるから、一般不法行為を構成すると主張したのである。

これに対し裁判所は、当該大手学習塾に通う生徒や保護者の求めに応じて、他の学習塾が業としてその補習を行うことや大手学習塾の問題や教材を入手して解説等を行うとのサービスを提供することは、自由競争の範囲を逸脱するものではなく、そのような営業形態が違法だということはできないと判示し、また被告の行為によって原告のプリバードの受講者が減少したとしても、それは大手学習塾の教材や問題の補習というサービス分野における自由競争の範囲内での行為であるとまで言明しているのである。

しかしながら、このような行為は自由競争を逸脱し、著作権侵害のおそれがあると言わざるを得ないのではないかというのが、筆者の感想である。

裁判所は最高裁判例を引用しているが、本件において、被告による原告著作物に対する無断利用行為であれば、その利用が出典を明記しているとしても、営利を目的とした複製となるから、著作権法36条2項の適用があり得るのではないだろうか。

そうすると、被告の行為に対しては、不法行為の成立が認められ得る特段の事情は存在すると解することができるのではないだろうか。再考に価する事案であると思う。

(別紙)

[原告商品等表示目録]

